

第250回

広島県都市計画審議会

と き 令和4年11月7日（月）  
ところ サテライトキャンパスひろしま 505 中講義室

土木建築局



第250回広島県都市計画審議会

議案

第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8号議案



# 目 次

議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	指 摘	頁
1	広島市	広島圏都市計画区域の変更について	県		1
2	大竹市 廿日市市 府中町 海田町 熊野町 坂町 呉市	広島圏都市計画区域区分の変更について	県		8
3	福山市	備後圏都市計画区域の変更について	県		28
4	三原市 尾道市 福山市 府中市	備後圏都市計画区域区分の変更について	県		35

議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	指摘	頁
5	東広島市	東広島都市計画区域区分の変更について	県		77
6	廿日市市	宮島都市計画道路の変更について	県	厳島駅濱之町線	93
7	庄原市	庄原都市計画道路の変更について	県	上野公園線 高小路線	103
8	大竹市	産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物 への用途変更および増築について	—	建築基準法第 51 条ただし書	別冊

第1号議案

## 広島圏都市計画区域の変更について

(広島県決定)





都 計 第 294 号  
令和 4 年 11 月 7 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
都 市 計 画 課

広島圏都市計画区域の変更について（照会）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 6 項の規定において準用する同条第 3 項の規定によって、貴会の意見を求めます。



# 都市計画区域の変更について

## 1 都市計画区域の名称

「広島圏都市計画区域」

## 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域（拡大区域）

広島県広島市

安佐北区三入東一丁目

安佐北区三入東二丁目

安佐北区可部町大字桐原字山田のうち1957番地の3から5まで、1958番地の1、1958番地の3、字長迫のうち1959番地の1、10808番地の1から7、10926番地の1、10926番地の3、10926番地の4、10937番地、10962番地の2、字水穴のうち10926番地の2、10934番地、10935番地、10939番地

## 3 都市計画区域変更の理由

広島圏都市計画区域は、広島市を中心に一体の都市圏として整備，開発及び保全する必要のある区域として，大竹市から呉市までの3市17町（当時の市町，現在は4市4町）において，昭和46年1月16日に指定された。

その後，都市圏における人口，産業の集中に伴う都市規模の拡大，大規模開発の進展，高速交通体系の整備等の動向に対応して都市計画区域の変更（拡大）が行われ，熊野町における全町指定（昭和62年3月2日告示），広島西風新都（広島市安佐南区及び佐伯区）における拡大（平成3年9月30日告示），広島市の内陸部における拡大（平成7年10月30日告示，平成16年5月31日告示）などを経て，現在に至っている。


今回新たに都市計画区域に編入する広島市安佐北区の桐陽台地区は，現都市計画区域に近接して既に計画的に住宅団地が開発された区域である。

当該区域は，現都市計画区域と道路網やバス路線で一体的に結ばれ，準人口集中地区（注）が形成されるなど都市的土地利用が進んでいる。

このため，区域区分の設定により都市的土地利用と自然的土地利用との利用区分を明確にした上で，市街地における適正な土地利用の誘導，都市基盤施設の適切な維持，管理等により良好な環境の市街地の形成を図るため，現都市計画区域と一体の都市として整備，開発及び保全する必要があり，新たに都市計画区域に含めるものである。

注：準人口集中地区（人口密度40人／ha以上の区域が連たんして 3,000人以上の区域）は，既成市街地の区域として市街化区域に定める区域とされており（都市計画法政令第8条第1項第1号及び同法省令第8条第1号），新たに都市計画区域に含め，市街化区域を定める必要がある。

N



Scale=約 1/300,000  
位置図

	行政区域
	現都市計画区域界
	都市計画区域を拡大する区域

番号	市町名	区	区域名
1	広島市	安佐北区	桐陽台地区

